

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2021年10月18日(月)

今週のことば

国際課税

国際課税ルール的大幅な見直しを行い、各国共通の最低法人税率を15%とすることや巨大IT企業などを対象としたデジタル課税の導入に136カ国・地域が合意。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

10/18(月) 先負 十三夜、統計の日
19(火) 仏滅 衆院選公示
20(水) 大安
21(木) 赤口 EU首脳会議
22(金) 先勝
23(土) 友引 霜降、電信電話記念日
24(日) 先負 国連の日

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
10/11(月)	28,498 △449	112.78 ▼0.83
12(火)	28,231 ▼267	113.29 ▼0.51
13(水)	28,140 ▼91	113.57 ▼0.28
14(木)	28,551 △411	113.37 △0.20
15(金)	29,069 △518	114.09 ▼0.72

来年から適用となる「電子取引」の取扱い

国税関係帳簿書類について一定要件の下で電子データによる保存を可能とすることや、電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた「電子帳簿保存法」が改正され、来年1月から適用となりますが、このうち請求書や領収書等をメールで受け取る場合など取引情報の授受を電磁的方式により行う「電子取引」の取扱いはすべての企業に影響があります。

◆領収書等のデータを出力した紙の保存は廃止

電子取引とは、請求書や領収書等のデータをメールで受領する場合や、ウェブサイトからダウンロードする場合などが該当し、現行ではそのデータを出力した書面等による保存も認められています。

改正により書面等による保存が廃止され、来年1月以降は真実性や可視性を確保するための一定要件に従って、データのまま保存する必要があります。

なお、電子取引により授受したデータを改ざんする等の不正があった場合は、重加算税が10%加重される措置が設けられています。

◆保存要件を満たすシステムがない場合は

電子取引の取引情報に係るデータを保存する際は、改ざん防止措置や検索機能などの一定要件を満たす必要があります。

電子取引のデータを保存するためのシステムがない場合には、国税庁HPに例示されている「訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を作成した上で、授受したデータのファイル名に取引年月日、取引先、取引金額を入力し、「取引先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する方法があります。また、エクセル等の表計算ソフトで索引簿を作成し、検索機能の要件を満たす方法もあります。

■この記事の詳細は、情報BOX201539

セルフメディケーション税制の改正

セルフメディケーション税制は、健診や予防接種等の一定の取組を行う方が対象となり、スイッチOTC医薬品の購入費用のうち年間1万2千円を超える金額(上限8万8千円)が所得控除できる制度です(通常の医療費控除と選択適用)。

今年度税制改正により、令和3年分の確定申告から健診や予防接種等の一定の取組を行ったことを証明する書類の添付は不要となりました。

また、令和4年1月から外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬、かぜ薬、鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、抗ヒスタミン薬又はその他のアレルギー用薬としての効能及び効果を有する一般用医薬品が本税制の対象医薬品に加わります。

グリーン住宅ポイントの発行申請期限延長等

一定の省エネ性能を有する住宅の新築やリフォームなど(本年10月31日までに契約締結)を対象とした「グリーン住宅ポイント」の発行申請期限が延長となり、窓口・郵送申請は11月30日、オンライン申請は12月15日となります。

また、請負契約額1千万円未満のリフォーム工事については、工事完了後に申請を行うことになっていますが、新型コロナウイルスの影響により工事が遅れて期限までに申請が間に合わない場合は、工事完了前でも申請することが可能になりました。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

改正電子帳簿保存法による「電子取引」の取扱い

◆電子帳簿保存法の改正による「電子取引」の概要

令和3年度税制改正において「電子帳簿保存法」の改正等が行われ、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行われました（令和4年1月1日施行）。

電子帳簿保存法は、電子帳簿等保存（電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存）、スキャナ保存（紙で受領・作成した書類を画像データで保存）、電子取引（電子的に授受した取引情報をデータで保存）に区分されており、電子取引に関する改正事項は次のとおりです。

- ・保存要件に係るタイムスタンプの付与期間を最長約2ヵ月と概ね7営業日以内とし、検索項目を取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定するなど要件を緩和するほか、基準期間の売上高が1,000万円以下である小規模事業者について、税務職員による電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合は、検索要件の全てを不要とする。

- ・電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置を廃止する。

- ・電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税を10%加重する。

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存等を行う場合の要件等

「電子取引」とは、取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項）の授受を電磁的方式により行う取引をいい、具体的には、いわゆるEDI取引、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む）、インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引等をいいます。

改正により電子取引の取引情報に係る電磁的記録を出力した書面等を保存する措置は廃止となるため、令和4年1月1日以後行う電子取引については、真実性や可視性を確保するための一定要件を満たす方法で、データのまま保存する必要があります。

【電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存等を行う場合の要件の概要】

<p>真実性の確保</p>	<p>次のいずれかの措置を行うこと。 タイムスタンプが付された後に取引情報を授受する。 取引情報の授受後、速やかに（又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付す。 記録事項の訂正・削除を行った場合に確認できるシステム又は訂正・削除ができないシステムを利用する。 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規定を定め、規定に沿った運用を行う。</p>
<p>関係書類の備付け</p>	<p>電子計算処理システムの概要を記載した書類の備付けを行うこと。</p>
<p>見読性の確保</p>	<p>電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できるようにすること。</p>
<p>検索機能の確保</p>	<p>電子取引に係る電磁的記録について、次の検索機能を確保すること。 取引年月日その他の日付、取引金額、取引先を検索条件として設定できる。 日付又は金額に係る記録項目について、範囲を指定して条件を設定できる。 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定できる。</p>

◆保存要件を満たすシステムがない場合の対応

電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存するシステムがない場合、例えば、以下のような方法で保存すれば要件を満たしていることとなります。

取引データのファイル名に、規則性をもって取引年月日、取引金額、取引先の内容を表示する。

例えば、2022年（令和4年）10月31日に株式会社国税商事から受領した110,000円の請求書データの場合、ファイル名を「20221031_株国税商事_110,000」とする。

「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。

訂正・削除の防止に関する事務処理規定を作成し備え付ける。

なお、上記の代わりに、エクセル等の表計算ソフトで索引簿を作成し、索引簿を使用して請求書等のデータを検索する方法によることも可能です。